

高等教育機関におけるウェブアクセシビリティの重要性①

中村 精親¹⁾, 青木 千帆子²⁾

1) ウェブアクセシビリティ基盤委員会, 2) 筑波技術大学

chihoko.aoki@a.tsukuba-tech.ac.jp

The importance of web accessibility in higher education 1

Kiyochika Nakamura¹⁾, Chihoko Aoki²⁾

1) Web Accessibility Infrastructure Committee, 2) Tsukuba University of Technology

概要

高等教育機関においては、効果的な教育のためにウェブサービスが多用されている。だが、その議論において、アクセシビリティの観点が見落とされがちである。本報告においては、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの観点からウェブアクセシビリティの重要性を説明し、アクセシビリティを実装するための方法について説明する。

1 ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン (DE&I)

近年、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン (以後、DE&I) という言葉が広まり、この考え方に沿った企業活動を行っていることを公開する企業が増えている。

ダイバーシティとは多様性を表す言葉であり、エクイティとは公正性、インクルージョンとは包括性をそれぞれ表す。DE&I は、様々な事象に適用され得る考え方であり、目標である。例えば、製品やサービスを対象とする場合には、誰でもその人にあった条件でその製品やサービスがきちんと利用できるよう、製品やサービスを形作ることであると考えられる。

日本では、2024年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)の改正法が施行されることになっており、この法律において、提供する製品やサービスがDE&Iに適合したものであることが、間接的に求められている。というのも、障害者差別解消法とは、障害者の社会参加を実現するために、事前的環境整備と合理的配慮の提供を併せもって機会均等を確保しようとする法律だからだ。従来は行政機関など公的な機関だけが合理的配慮の提供義務を課されていたが、2024年の改正後は、民間事業者においても法的な義務となることが決まっている。

障害の有無にかかわらず製品やサービスが利

用できることは、本来当然のことではありながらも実現しておらず、こうした法律の整備が進むことによって、DE&Iの方向性が明確に定められるようになった。

2 DE&I とウェブアクセシビリティの関係

さて、このようなDE&Iという目標から考えると、ウェブというものはDE&Iと非常に相性の良いものであることが分かる。

例えば、ウェブサイトに掲載されているテキストは、一般的にはテキストデータである。このため、テキストのサイズを自由に変更したり、背景や文字の色を変えたりして、各自が見やすい配色に変更して読むことが可能である。あるいは、テキストデータを音声に変換するソフトウェアで音声として読むことも可能である。

加えて、ウェブにある情報は、様々な環境からのアクセスが想定されてもいる。パソコンやスマートフォン、タブレットからアクセスすることは想像しやすいと思うが、それ以外にも、アシスティブテクノロジーを介してアクセスする可能性もある。

アシスティブテクノロジーとは、様々な面で人間の動作を補助するテクノロジーであり、前述のテキストデータを音声に変換するスクリーンリーダーや、音声を認識しテキストデータに変換して情報処理する音声認識ソフト、肢体の動きを補助

する各種スイッチ等が存在する。アシスティブテクノロジーの多くは、障害者や高齢者の利用を想定して開発される。だが、身近に浸透しているアシスティブテクノロジーもあり、例えば眼鏡やイヤホン、スピーカーも人間の動作を補助するテクノロジーに該当する。その他にも様々なアシスティブテクノロジーが、市販されている Windows、Mac、iOS、Android といった OS に、標準装備されている。

ウェブ上にある情報は、ここまで述べてきたような様々な環境から、様々な方法でアクセスすることが可能なものである。多様な環境からアクセスして（ダイバーシティ）、情報取得や操作を公正に行うことができ（エクイティ）、社会参加が実現する（インクルージョン）というのが、ウェブ本来の姿であると考えられる。

ただし、それはあくまでもウェブサイト、そしてウェブに掲載されている情報がアクセス可能な状態であればという前提を伴う。

3 ウェブアクセシビリティ JIS

ここで重要になるものがウェブアクセシビリティである。アクセシビリティについては、高齢者・障害者等配慮設計指針と呼ばれる JIS 規格が存在する。ウェブコンテンツについては JIS X 8341-3 という番号が付与されており、ウェブアクセシビリティに関する規格として策定された。この規格には、多様な環境からアクセスし、情報の利活用や操作が可能なコンテンツであるための品質基準、並びに、それらを設計するための手順が含まれている。

その一例としては、画像の情報を代替テキストでも提供する、というものが存在する。画像の内容をテキストで提供するといっても、画像の隣に説明を記載する必要があるということではなく、画像の代わりとなり得る同等のテキストをソースコードにおいて記入する、といったルールが定められている。

このルールを守ることで、画像が見える人には画像として伝わり、画像が見えない、音声等でアクセスする人には、テキストの部分が音声として伝えられる。あるいは、何らかの誤りで画像が置かれていなかったり、インターネット回線の調子が悪く画像のダウンロードができなかったりといったような環境においても、テキストに関する情

報は取得できるというメリットがある。

このような画像に付与する代替テキストの事例は、JIS X 8341-3 で定められていることのアくまでも一部である。重要なことは、ウェブアクセシビリティに関する JIS 規格をきちんと守ることで、様々な環境からのアクセスが可能になり、より多くの人々に情報を伝えることが可能になるという事実を理解しておくことである。

4 高等教育機関における ICT の利活用に向けて

大学 ICT 推進協議会による「高等教育機関における ICT の利活用に関する調査研究（2020 年度調査）」によると、高等教育機関は効果的・効率的な教育のために、Learning Management System（以後、LMS）やウェブ会議システム、Office Suite Software のようなコラボレーションソフト等、多くのウェブサービスを活用している[1]。

同時に、高等教育機関には国籍、年齢、ジェンダー、障害の有無など、多様な人々が所属している。このことを考えると、高等教育機関が活用するウェブサービスは、多様な環境からアクセスして（ダイバーシティ）、情報取得や操作を公正に行うことができ（エクイティ）、参加が実現する（インクルージョン）ものであることが期待される。

そのためには、ウェブアクセシビリティが重要である。予稿においては、画像に付与する代替テキストの事例のみを取り上げたが、当日は国内の LMS のアクセシビリティを検証した調査[2]を参照し、高等教育機関の担当者が意識しておくべき JIS X 8341-3 の項目について解説する。また、ウェブアクセシビリティの基本的な考え方、参考となるガイドラインについても紹介する。

参考文献

- [1] 大学 ICT 推進協議会(AXIES) ICT 利活用調査部会、2020 年度 高等教育機関における ICT の利活用に関わる調査研究（結果報告書）、<https://ict.axies.jp/news/66/>、2023 年
- [2] 青木千帆子・柴田宣史・有松紀子・小寺洋一・中野泰志、授業支援システム（LMS）のアクセシビリティに影響する要因とその複雑性、LIFE2022 発表論文集、pp407-410、2022 年